

法令及び定款に基づく インターネット開示事項

第38期（2019年3月1日から2020年2月29日まで）

業務の適正を確保するための体制及び運用状況
連結注記表
個別注記表

株式会社ニューテック

業務の適正を確保するための体制及び運用状況、連結注記表及び個別注記表につきましては、法令及び当社定款第13条第3項の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載することにより株主の皆様を提供しております。

業務の適正を確保するための体制及び運用状況

業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

(1) 取締役、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンス体制を制定し、その内容を継続的に社内に周知徹底することにより、法令遵守と社会倫理の遵守を企業活動の原点とすることを徹底する。

代表取締役は、コンプライアンスに関する統括責任者としてコンプライアンス責任者を任命し、管理部をコンプライアンス体制の構築・維持・整備の担当事務局とする。

監査役会及び内部統制室は連携し、コンプライアンス体制の実施状況、有効性等を調査し取締役会に報告する。取締役会は、定期的にコンプライアンス体制を見直し、体制の継続的な改善に努める。

また、「コンプライアンス及びリスクマネジメント体制」を制定し、重大クライシスリスクについては、直ちに管理部に報告し、対応について指導・支援を受ける。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る文書は管理部が保存、管理し、取締役及び監査役が必要に応じて閲覧可能な状態を維持する。

監査役は、取締役の職務の執行に係る文書の保存及び管理について監査し、必要に応じて取締役会に報告する。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

代表取締役はリスクに関する統括責任者としてリスク担当責任者を任命する。リスク管理の総括部門は管理部とし、それぞれのリスクに応じて個別に責任部門を定める。

また、全社的なリスク管理推進に関わる課題の審議は、幹部会において行い管理部が総括管理をする。

監査役及び内部統制室は、各部門のリスク管理状況を監査し、その結果を取締役会に報告する。取締役会は、定期的にリスク管理体制を見直し、問題点の把握と改善に努める。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は中期経営計画及び年度予算を策定し、策定した諸計画に基づく担当取締役の業務執行が効率的に行われるよう、実施状況を監督する。

重要な経営事項については、常勤の役付取締役で組織する経営会議において多面的に審議し、意思決定を行う。

代表取締役及びその他の業務執行を担当する取締役に業務執行の決定を委任された事項については、職務権限規程に定める手続により必要な決定を行う。

(5) 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

財務報告については、金融商品取引法に基づき会計基準その他関連する諸法令を遵守、信頼性のある財務報告を重視し、グループの財務報告の適正性・適法性を確保するため、社内規定等必要かつ適正な内部統制を整備、運用する。また、関係部門を中心に、当該部門統制の有効性を定期的に検証し、その検証結果を必要に応じて改善・是正に関する提言とともに、取締役会に報告する等財務報告の信頼性を維持・担保するための体制の整備を行う。

子会社の取締役、監査役を当社役員等が兼任することでモニタリングを行い、必要に応じて子会社の状況は当社取締役会において報告される。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を求めた場合、必要に応じて監査役の業務補助のためのスタッフを置くこととする。補助使用人は、監査役又は監査役会の指揮命令に従い、その職務の遂行にあたる。

(7) 監査役職務の補助使用人の取締役からの独立性に関する事項

補助使用人の人事（任命・異動・評価）については、監査役会の同意を得るものとする。

(8) 取締役及び使用人並びに子会社の役員が監査役会又は監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びに子会社の役員は会社に重要な損失を与える事項が発生又は発生する恐れがあるとき、あるいは違法又は不正な行為を発見したときは、法令に従い直ちに監査役に報告する。

監査役は、重要な意思決定プロセスや業務執行状況を把握する為、取締役会・幹部会議等の重要会議に出席するとともに、稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役又は使用人並びに子会社の役員に説明を求めることとする。

(9) 監査役へ報告した者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査役へ上記8の報告をした当社グループの取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用等の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理については、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、監査役の請求により当該費用又は債務を処理する。

(11) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、内部統制室及び監査人と定期的に3者会議を開催し監査や内部統制に関する情報交換を行い、また、必要に応じて相互に連携をとりあい、効果的な監査に努めることとする。

監査役と子会社の取締役・監査役との意見・情報の交換等、連携を図ることとする。

(12) 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方

当社は、反社会的勢力とは取引その他の関係を一切持たず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては、組織全体として毅然とした対応をとる。

(13) 反社会的勢力排除に向けた体制の整備状況

a. 周知徹底

すべての役員及び社員等が携帯する「行動基準書」に、行動基準の1つとして、反社会勢力との関与の拒絶、及び活動助長の禁止を明記している。

b. 対応体制

反社会的勢力による不当な要求があった場合など、適宜の対応が必要となった場合には、管理部と当事部門が連携してこれに当たる。

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の内部統制システムの整備を行い、取締役会において継続的に経営リスクについて検討し、必要に応じて社内制度・規程や業務の見直しを実施して、内部統制システムの実効性の確保と向上に努めている。

常勤監査役は、監査役監査の他、社内重要会議に出席して、業務執行状況やコンプライアンスに関するリスクを監視している。また、内部統制室でも内部監査の定期的な実施により、業務活動全般に亘って法令、定款、社内規程等に違反していないことを検証している。

連 結 注 記 表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要事項に関する注記

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の数 1社

連結子会社の名称 株式会社ＩＴストレージサービス

(2) 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

(3) 連結子会社の事業年度に関する事項

株式会社ＩＴストレージサービスの決算日は、1月31日であります。

連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については連結上必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

ロ. デリバティブ

時価法

ハ. たな卸資産

商品・製品・原材料・仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

② 重要な固定資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	6年～50年
----	--------

工具、器具及び備品	2年～12年
-----------	--------

ロ. 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

ハ. 長期前払費用

定額法を採用しております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

ロ. 製品保証引当金

製品の保証期間中の費用の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

④ 重要な収益の計上基準

サービス売上は、保守サービスの提供期間にわたる契約の履行に応じて収益認識しております。

⑤ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

（「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用）

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」（法務省令第5号2018年3月26日）を当連結会計年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 221,510千円

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普 通 株 式	2,081,000株	－株	－株	2,081,000株

(2) 自己株式の数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普 通 株 式	164,195株	－株	－株	164,195株

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年4月15日 取締役会	普通株式	38,336	利益剰余金	20.00	2019年 2月28日	2019年 5月14日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の総額 (千円)	配当金の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年4月13日 取締役会	普通株式	47,920	利益剰余金	25.00	2020年 2月29日	2020年 5月12日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

① 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画に基づき、必要な資金を主に銀行借入により調達しております。また、一時的な余裕資金は、安全性の高い金融商品で運用しております。

② 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されており、与信管理規程に従い、営業債権について、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングするとともに、取引相手ごとに期日及び残高を管理することで、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されており、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である買掛金及び未払金は、そのほとんどが3ヶ月以内の支払期日であります。

一部外貨建てのものについては、為替の変動リスクに晒されておりますが、金額が少ないためリスクは僅少であります。

未払法人税等は、法人税等の未払金額であり、1年以内の支払期日であります。

借入金は、主に運転資金及び設備投資に係る資金調達を目的としております。適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手許流動性を維持することにより流動性リスクを管理しております。

③ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません。(注)2. 参照)

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	1,771,629	1,771,629	—
(2) 受取手形及び売掛金	876,304	876,304	—
(3) 投資有価証券	2,389	2,389	—
資 産 計	2,650,322	2,650,322	—
(1) 買掛金	145,215	145,215	—
(2) 未払金	42,386	42,386	—
(3) 未払法人税等	82,939	82,939	—
(4) 長期借入金	220,963	221,173	210
負 債 計	491,504	491,715	210
デ リ バ イ ャ ー 取 引	—	—	—

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法及び有価証券に関する事項

資 産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負 債

(1) 買掛金、(2) 未払金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額（千円）
非上場株式等（※1）	78,000
差入保証金（※2）	23,767

（※1）これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

（※2）賃貸借期間の延長可能な契約に係る差入保証金は、将来キャッシュ・フローを見積もることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(2) 金融商品の時価等に関する事項」には含めておりません。

3. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	1,771,629	—	—	—
受取手形及び売掛金	876,304	—	—	—
合 計	2,647,933	—	—	—

4. 借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)
長期借入金（※）	128,182	32,817	30,012	29,952	—

（※）1年内返済予定の長期借入金を含んでおります。

6. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	856円54銭
(2) 1株当たり当期純利益	134円74銭

7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個 別 注 記 表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社及び関連会社株式

移動平均法による原価法を採用しております。

其他有価証券

・ 時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）を採用しております。

・ 時価のないもの

移動平均法による原価法を採用しております。

(2) デリバティブ

時価法

(3) たな卸資産の評価基準及び評価方法

商品・製品・原材料・仕掛品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

(4) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は、以下のとおりであります。

建物	6年～50年
----	--------

工具、器具及び備品	2年～12年
-----------	--------

② 無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。

③ 長期前払費用

定額法を採用しております。

(5) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 製品保証引当金

製品の保証期間中の費用の支出に備えるため、過年度の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上しております。

(6) 収益の計上基準

サービス売上は、保守サービスの提供期間にわたる契約の履行に応じて収益認識しております。

(7) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 表示方法の変更に関する注記

(「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」の適用)

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)に伴う、「会社法施行規則及び会社計算規則の一部を改正する省令」(法務省令第5号2018年3月26日)を当事業年度から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第4項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)に記載された内容を追加しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	219,825千円
(2) 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債務	18,656千円

4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高	
売上原価	117,884千円

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末の 株式数
普 通 株 式	164,195株	－株	－株	164,195株

6. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

製品保証引当金繰入額否認	6,180千円
未払費用	19,055千円
資産除去債務	1,434千円
子会社株式評価損	2,296千円
その他	4,939千円
繰延税金資産小計	33,906千円
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△9,911千円
評価性引当額小計	△9,911千円
繰延税金資産合計	23,995千円

(繰延税金負債)

資産除去債務に対応する除去費用	151千円
有価証券評価差額	544千円
繰延税金負債合計	695千円
繰延税金資産の純額	23,299千円

7. リースにより使用する固定資産に関する注記

該当事項はありません。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称	議決権等の所有 (被所有) 割合 (%)	関連当事者 との関係	取引内容	取引金額 (千円) (注 2)	科目	期末残高 (千円) (注2)
子会社	(株)ITストレージサービス	所有直接100%	役員の兼任	保守契約 (注1)	117,884	前払費用	177,080
						未払金	14,394
						買掛金	4,262

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注1) 価格その他の取引条件は、(株)ITストレージサービスと当社の間で、市場価格等を勘案し、協議した上で決定しております。

(注2) 取引金額には消費税を含めておりません。期末残高には消費税等を含めております。

9. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額	836円35銭
(2) 1株当たり当期純利益	118円56銭

10. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。